

「ゴルゴ 13×堺市」路上喫煙等禁止区域周知バナーフラッグを掲出します

—堺市のシンボルロード大小路線の歩道照明灯に掲出—

堺市では、路上喫煙等禁止区域を広く市民や来訪者に周知するため、本年5月に「ゴルゴ 13×堺市」コロナウイルス感染拡大防止ポスター作成にもご協力いただいた堺名誉大使で劇画家のさいとう・たかを氏とコラボレーションし、「ゴルゴ 13×堺市」バナーフラッグを以下のとおり掲出します。

本市では「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」において、全市域の公共の場所で路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、ポイ捨てを禁止しています。また、堺東駅前広場～堺市役所周辺～大小路筋～堺駅前（西・東）広場を路上喫煙等禁止区域に指定し、当区域内で違反を現認した場合には1,000円の過料を徴収しています。

今般、当バナーフラッグを堺市のシンボルロード大小路線の歩道照明灯に掲出し、路上喫煙・ポイ捨て防止のより一層の周知・啓発を行います。

1 掲出期間

令和3年9月30日（木）から令和4年3月31日（木）

2 場所

堺市大小路線（南瓦町から戎島町の歩道照明灯）

3 デザイン

別紙のとおり

4 掲出枚数

32枚（全体で130枚の路上喫煙等禁止区域周知バナーフラッグを掲出するため、4枚に1枚が「ゴルゴ 13×堺市」バナーフラッグになります。）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：環境局 環境事業部 環境業務課 電 話：072-228-7429 ファックス：072-229-4454
----------------------------	---

路上喫煙等禁止区域

タバコを吸うときは、
喫煙所と決めている……



©さいとう・たかを/さいとう・プロダクション

SAKAI CITY

路上喫煙等禁止区域

タバコを吸うときは、
喫煙所と決めている……



©さいとう・たかを/さいとう・プロダクション

SAKAI CITY